

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

珠洲市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

珠洲市長

公表日

令和8年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定める疾病について、予防接種を行い、免疫を高める。予防接種の費用の全額又は一部を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防する。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1) 予防接種の実施及び接種履歴管理 (2) 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (3) 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出に係る事実の審査又は届出に対する応答 (4) 予防接種実費徴収 (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書を交付 <p>なお、これらの事務に関して番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理(予防接種)(COUS)、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、給付の支給に関する台帳ファイル、統合宛名ファイル、予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項・番号法第19条第6号(委託先への提供)、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進センター
②所属長の役職名	健康増進センター所長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	珠洲市総務課 石川県珠洲市上戸町1字6番地2 電話0768-82-7711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進センター 石川県珠洲市飯田町5部9番地 電話0768-82-7742
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を受け渡す際 (USB メモリを使用する場合を含む。) は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	珠洲市セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底する。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4. 情報提供ネットワークによる情報提供②法令上の根拠	【情報提供】なし 【情報照会】項番17、18、19	【情報提供】項番16の2 【情報照会】項番16の2、17、18、19	事前	
平成28年9月30日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進センター所長 神徳 俊雄	健康増進センター所長 加賀 真樹	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の係数か	平成27年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の係数か	平成27年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅳリスク対策	なし	リスク対策を追加		新様式に対応
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	

令和3年12月10日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定める疾病について、予防接種を行い、免疫を高める。予防接種の費用の全額又は一部を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防する。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1) 予防接種の実施及び接種履歴管理 (2) 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (3) 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出に係る事実の審査又は届出に対する応答 (4) 予防接種実費徴収</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定める疾病について、予防接種を行い、免疫を高める。予防接種の費用の全額又は一部を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防する。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1) 予防接種の実施及び接種履歴管理 (2) 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (3) 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出に係る事実の審査又は届出に対する応答 (4) 予防接種実費徴収 (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書を交付</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和3年12月10日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称</p>	健康管理(予防接種)(COUS)、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理(予防接種)(COUS)、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月10日	<p>I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名</p>	健康管理情報ファイル、給付の支給に関する台帳ファイル、統合宛名ファイル	健康管理情報ファイル、給付の支給に関する台帳ファイル、統合宛名ファイル、予防接種ファイル	事後	

令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10	番号法第9条第1項、別表第一項番10、番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム〈VRS〉を用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年12月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番16の2	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番16の2、16の3	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数評価対象の事務 の対象人数は何人がいつ時 点の計数か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数評価対象の事務 の対象人数は何人がいつ時 点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数特定個人情報 ファイル取扱者数は500人 以上かいつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10、番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム〈VRS〉を用いた情報提供・照会のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム〈VRS〉を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 	事後	番号法の改正に伴うもの 新様式に対応

令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム のよる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番16の2、16の3 【情報照会】項番16の2、17、18、19	【情報照会】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27 の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26 の項、153の項、154の項	事後	番号法の改正に伴うもの 新様式に対応
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二 に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、 情報提供ネットワークを介して情報の照会と提 供を行う。	なお、これらの事務に関して番号法第19条第8 号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令第2条の表に基づ いて各情報保有機関と中間サーバー、情報提 供ネットワークを介して情報の照会と提供を行 う。	事後	番号法の改正に伴うもの 新様式に対応
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつの時点の係数か	令和2年7月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 人数 いつの時点の係数か	令和2年7月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4. 情報提供ネットワークによる情報提供②法令上の根拠	【情報提供】なし 【情報照会】項番17、18、19	【情報提供】項番16の2 【情報照会】項番16の2、17、18、19	事前	
平成28年9月30日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進センター所長 神徳 俊雄	健康増進センター所長 加賀 真樹	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の係数か	平成27年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の係数か	平成27年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅳリスク対策	なし	リスク対策を追加		新様式に対応
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	

令和3年12月10日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定める疾病について、予防接種を行い、免疫を高める。予防接種の費用の全額又は一部を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防する。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1) 予防接種の実施及び接種履歴管理 (2) 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (3) 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出に係る事実の審査又は届出に対する応答 (4) 予防接種実費徴収</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定める疾病について、予防接種を行い、免疫を高める。予防接種の費用の全額又は一部を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防する。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1) 予防接種の実施及び接種履歴管理 (2) 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (3) 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出に係る事実の審査又は届出に対する応答 (4) 予防接種実費徴収 (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書を交付</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和3年12月10日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称</p>	健康管理(予防接種)(COUS)、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理(予防接種)(COUS)、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月10日	<p>I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名</p>	健康管理情報ファイル、給付の支給に関する台帳ファイル、統合宛名ファイル	健康管理情報ファイル、給付の支給に関する台帳ファイル、統合宛名ファイル、予防接種ファイル	事後	

令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10	番号法第9条第1項、別表第一項番10、番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム<VRS>を用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年12月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番16の2	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番16の2、16の3	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数評価対象の事務 の対象人数は何人がいつ時 点の計数か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数評価対象の事務 の対象人数は何人がいつ時 点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数特定個人情報 ファイル取扱者数は500人 以上かいつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10、番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム<VRS>を用いた情報提供・照会のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム<VRS>を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 	事後	番号法の改正に伴うもの 新様式に対応

令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム のよる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番16の2、16の3 【情報照会】項番16の2、17、18、19	【情報照会】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27 の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26 の項、153の項、154の項	事後	番号法の改正に伴うもの 新様式に対応
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二 に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、 情報提供ネットワークを介して情報の照会と提 供を行う。	なお、これらの事務に関して番号法第19条第8 号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情情報の提供に関する命令第2条の表に基づ いて各情報保有機関と中間サーバー、情報提 供ネットワークを介して情報の照会と提供を行 う。	事後	番号法の改正に伴うもの 新様式に対応
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつの時点の係数か	令和2年7月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 人数 いつの時点の係数か	令和2年7月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	